

第2回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

1 日 時 令和5年10月3日（火）17時00分～18時30分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員

労働者代表委員 河村委員、内藤委員、森本委員

使用者代表委員 田中委員、谷口委員、西本委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、片山賃金室長

市村賃金室長補佐 寺地労働基準監督官

4 議 事

- (1) 最低賃金に関する基礎調査結果等について
- (2) 関係使用者（発注元）からの意見聴取について
- (3) 関係労使からの意見聴取について
- (4) 金額審議について
- (5) その他

5 資料目次

- (1) 鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程
- (2) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）
- (3) 最低賃金の改正決定について（諮問）
- (4) 最低賃金に関する基礎調査結果（鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）

- (5) 令和5年度鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正審議に資するための書面による意見聴取実施要領（発注者）及び意見聴取結果（発注者）
- (6) 令和5年度鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正審議に資するための書面による意見聴取実施要領及び意見聴取結果（使用者及び労働者）
- (7) 令和5年7月の鳥取県鉱工業指数（鳥取県令和新時代創造本部統計課）
- (8) 法人企業景気予測調査結果（令和5年7月～9月期調査）（財務省中国財務局鳥取財務事務所）
- (9) 令和4年 所定内給与額（鳥取県）
- (10) 年度別、年齢別常用新規有効求人者数・2021～2022年度・新規有効求職者年齢階層図（鳥取県）
- (11) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業新規求人数の推移図

6 議事内容

○市村賃金室長補佐 ただ今から第2回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催します。

本専門部会の成立について御報告します。本日の委員の出席状況ですが、公益代表の中野委員は欠席です。現時点で、9名の委員のうち、8名の御出席を頂いております。最低賃金審議令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを御報告します。

本日の審議会は公開しておりますが、傍聴の希望はありませんでした。

それでは、今後の進行を佐藤部会長にお願いします。

○佐藤部会長 こんばんは。では、第2回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催したいと思いますが、まず、議事に入る前に第1回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業専門部会以降の経過について、事務局より説明をお願いします。

○市村賃金室長補佐 9月11日に開催されました第1回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業専門部会以降の経過について説明します。

9月13日に第542回鳥取地方最低賃金審議会が開催されました。この審議会において、専門部会報告があり、審議の結果、資料5ページのとおり、審議会会長から鳥取労働局長に対して、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正の必要性ありとの答申がなされました。

これを受けて、資料7ページのとおり、鳥取労働局長が鳥取地方最低賃金審議会会長宛てに鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の諮問を行いました。

さらに、最低賃金審議会令第6条第5項にあります専門部会の全会一致の決議をもって審議会の決議とするとの議決がなされました。

このほか、書面による意見聴取の実施について御了解いただいたところです。以上が審議会での審議状況です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、議事に入りたいと思いますが、議事に入る前に、労働者側の河村委員と使用者側の西本委員と三者で協議を持ちたいと思います。

10分間休会します。では、会場の準備をお願いいたします。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 再開します。

それでは、次第に従って進めさせていただきます。

まず、1番目、最低賃金に関する基礎調査結果についてとなります。事務局から説明をお願いいたします。

〔資料説明〕

○佐藤部会長 ありがとうございます。

ただ今事務局より御説明いただきましたが、何か質問等ありますでしょうか。

○河村委員 先ほどの調査の中で有効データ数が1,325でしたが、これは現数ですから理屈も何もないと思いますが、復元後の労働者数の2,606について、その2,606に復元するときの何かルールがあれば、お教えいただければと思います。

○片山賃金室長 復元するときのルールといいますか、倍率というのが11ページの(5)の下のところを書いてあります。復元倍率は、各層の事業所母集団ベース（令和3年次フレーム）の結果による母集団労働者数割る各層の集計労働者数という形です。

最低賃金に関する基礎調査は、経済センサスの事業所データを基に調査しております。そのデータの中から、今回の基礎調査に対応する業種、規模ごとの母集団の事業所数、労

働者数などをあらかじめ本省で集計しております。その母集団の名簿から無作為に115事業所を抽出し今回、基礎調査の対象としております。経済センサスの中で把握している電気機械器具等の業種、かつ事業所規模で100人未満の事業所の全ての労働者数を合計した人数が2,606人です。今回有効回答が87事業所で、有効データ数として労働者の合計が1,325人でしたので、それで割ったものが倍率になっているということです。しかも、それは各層といたしまして、基礎調査の対象となるそれぞれの産業層、業種ごとで計算して集計しているということです。

○石川委員 ただ今の御説明ですが、要するに階層ごとの数を2,606に合うように、2倍近く、1.9幾つか掛けた数字が復元した値と理解すればよろしいですか。

○片山賃金室長 すごく丸めて言うともそういう感じです。

○石川委員 そうしますと、よく統計グラフなんかで滑らかな線がありますが、あんなふうに推計して、上や下に延長するようなことはしていないで、単純にサンプル数に割り戻しているだけと理解すればいいですか。

○片山賃金室長 はい。

○石川委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐藤部会長 よろしいですか。では、そのほかありますか。

○西本委員 質問ですが、例えば事業所が今の主たる業務としているものも、ずっと時間がたてば、どんどん業態変化していき全く異なった業態に変わる場合もあると思います。それが、統計上、経済センサスでは、それがそのままこのEの28や29、30のままになっているというケースもあって、特に小さい事業所ではそういうところが多いと思います。別の業種も併用して行っている場合の1事業所としての業種はどうなるのか、その業種の見直しというのは実際どうなっているのですか。

○片山賃金室長 以前もお話ししましたがけれども、この経済センサスのデータベースは私どもで訂正することはできないものです。ただし、過去からこの基礎調査はずっと行っています。その基礎調査結果においては、やはり業態変化しているところは把握しております。そこは基礎調査の名簿上で産業分類を変えて集計しています。回答のあった調査票に、例えば名簿上の産業分類が電気機械器具製造業であったものが、極端な話、食料品製造業に変わっていますというようなことがあったときには、そこは産業分類を変えた上で基礎調査の集計対象として上げておりますので、今回、電気機械器具の部分においては把握している限りでは他の業種へ業態変化したものはこの中には入っていないと考えてお

ります。

先ほどのデータベースの令和3年次フレームと言いました。これはその情報が積み重ねてある内容で令和3年部分を把握しているものと考えておりますが、実際のところ、やはり絶対というのではないと思っております。今回調査した115事業所については、これはこの業種で間違いないと思っておりますが、調査から漏れた、要はデータベースの母集団にあって、その調査対象になっていないものも全てそうかという、そこは絶対とは言いきれないと考えております。ただし、過去からの積み重ねで可能な限り、業態変化しているものは排除していったという状況ではあります。

○西本委員 それは分かりましたが、この調査以外のところで、例えば監督署などは事業所の属性を見て調査すると思いますが、その属性の業種を修正できていないことがあると思うので、例えば1年に1回調査票の回答を基に業種を修正すれば、業態変化したものを特定最低賃金の適用対象から排除できるのではないかと思います。

○片山賃金室長 確認ですが、要は今回の調査結果をもって監督署のデータベースを修正するというような意味合いですか。

○河村委員 恐らく、西本委員が言われているのは、事業所がこの経済センサスで業種分類を登録するのか、それとも、例えば局側が指定をするのかという話だと思います。

○片山賃金室長 基礎調査と監督署の臨検監督等については、切り離して考えていただきたいと思っております。先ほどの経済センサスは総務省が行っている調査です。厚生労働省として行っているこの最低賃金に関する基礎調査も総務省の承認を受けて行っているのですが、別の統計調査です。統計調査というのは、この調査で得た個々の情報は監督署にも出すことはできません。調査した集計結果の統計データはこの審議会のために使用することを目的としておりまして、後日厚生労働省ホームページ及びe-s-t-a-tでも公表されます。それとは別に、監督署は監督署で独自のデータベースとして事業所台帳という形で監督署が調査した結果を基に作成しております。ただ、その台帳が現状に合っているかどうかというのは、監督官がその事業所に行ってみなければ分からないので、例えば先ほどの西本委員の御質問のように、行ってみたら違うということが生じる可能性はありますので御理解いただければと思います。

○河村委員 そもそも監督署の調査自体は、調査票を事業所が書いて出して、それを入力されてデータベースに入っているとかではなく、監督署が事業所に尋ねない形の何かしら別の調査をやって登録しているのですか。

○片山賃金室長 基礎調査は総務省のデータベースが基になっておりますが、監督署は監督署独自の調査でやっております。

○西本委員 先ほど言われた台帳は、例えば3年に1回あるいは毎年見直しをするということはないのですか。会社に現在の業種を聞いて正しいものに登録し直すことはないのですか。

○片山賃金室長 それは恐らく監督官がお伺いして、確認した時点で修正はさせていただいていると思っております。

○西本委員 来なかったらずっとそのままということですか。

○河村委員 逆に言うと、変えてもらおうと思ったら連絡をして、来てもらって、確認してもらい、そういうことはできるのですか。特定最低賃金の適用にならない業種であればいいと思うのですが、特定最低賃金に関わるような業種だったら、完全に業態が変わったということになると適用される最低賃金が変わりますね。

○西本委員 だから、事業所の業態が変わったら、労働基準監督署に言って産業分類を変えてもらうということができればいいですね。

○片山賃金室長 監督署では日本標準産業分類ではなくて独自の産業分類でやっていますので、そこが変わったから産業分類が翻って経済センサスに反映されることは全くありません。

○河村委員 適用事業所と適用労働者数は総務省の経済センサスですか。

○片山賃金室長 経済センサスのデータを基にして調査し集計しています。

○森本委員 労働基準監督署のデータから経済センサスに突き合わせてみたいなのはしないのですか。

○片山賃金室長 しないです。先ほど説明したとおり、これは統計調査なので、そういう情報交換ができません。

○田中委員 その事業所に対して、ほかに漏らす必要はなく、言う必要もなく、おたくは電子デバイスですよ、おたくは違いますよということは、その事業所に対してだけでも伝えることはできないのですか。

○片山賃金室長 それは監督署ではなく私どもの方からということでしょうか。

○田中委員 調査をして結果として出しているデータであれば、その調査対象の事業所に対して、業種を伝えていただくことというのはできないのですか。事業所としては、この業種の認識でいいのかと不安なのです。

○片山賃金室長 大変申し訳ないのですが、マンパワーがありません。

○谷口委員 質問させてもらってもいいですか。基礎調査結果というのは総務省という話をされましたね。

○片山賃金室長 基礎調査は厚生労働省の調査です。その基になっているデータベースが総務省の調査だということです。

○谷口委員 データベースは総務省が調査したデータというのがまた別にあるということですか。

○片山賃金室長 そうですね。総務省が調査した経済センサスというデータがあり、その中から基礎調査の対象となる母集団の事業所データが総務省から示されます。その母集団のデータから調査計画に基づき事業所の選定を行います。厚生労働省やそれ以外の省庁でも別の調査を行っており、できるだけ同じ事業所に調査が重ならないように調整を行い確定した基礎調査の対象事業所のうち、電気機械器具製造業等の対象になった事業所が115件という形です。

○西本委員 ある程度の補正はしていますよね。

○片山賃金室長 だから、調査票が出てきた中で、これは明らかに電子デバイスとは違う業態だというのが分かれば、電話確認等もしますし、それが分かればそれは適正な産業分類に割り振って調査を続行するということです。適切な調査をする必要がありますので、特に特定最低賃金に該当する産業については確実に拾えるように調査はしております。

○田中委員 労働者側委員にお聞きしたいのですが、組合内部でも各事業所の適用業種や、適用労働者等の把握はどのようにされているのですか。

○河村委員 組合内部というか、そもそもこの申出をするときに、1つの事業所の中で適用労働者がどうなのか、適用除外がどうなのかというのを分類して登録をしています。例えば1つの事業所の中で200人おられますと、組合員200人のうち、例えば10人が適用除外業務ですという表をつけて各労働組合が提出してきます。組合のある事業所は、組合員の中で、この人は適用業務、この人は適用除外業務という区分けはきちりとして申請は上げてきてもらうので、そういう認識はあると思います。

○田中委員 少なくとも、我々が関連する企業などはそういった認識がなくて、こういったことを報告する会合は開くのですが、特定最低賃金の適用であることを知らなかったということがあります。だから、事業所、若しくはその企業の中で、適用除外の区分けがまたさらにあるということすらも分からなくて、自分の事業所がなぜ特定最低賃金が適用さ

れるのかというレベルです。組合がないような小規模の会社の方が多いわけです。そこでは先ほど言ったようなことが、生じているわけですから、ここであるデータの中の、さっき言われるような、本当に電子デバイスに該当している企業のデータが打ち込まれているのかというのが疑わしく、このデータは本当に大丈夫なのかとは思っています。

○石川委員 先ほど、事務局の御説明の中で、調査対象のところを総務省のデータから該当企業の候補が上がってきて、そこからピックアップして、一応、電話確認してそういうのに該当しますかというのを確認してから調査票を送っておられるというような発言があったと思います。

○片山賃金室長 それはしていません。回答が来た中で、調査票には、事業所の主要な生産品の名称又は事業の内容という記入欄がありますので、明らかにこの記入内容はこの産業分類とは違うという場合は確認して、先ほど言いました食料品製造業のようなものがあつたときには、調査自体は続けますが、産業分類を電機からは変更して、変更後の産業分類で集計するという事です。

○石川委員 そうしますと、送る前は、確認はしてなくて、送った後で異常値だけ拾っているのでは、紛れている可能性はあるということですね。分かりました。

○森本委員 委員限りの資料に、事業内容の項目がありますが、これは使用者の人が記入しているので、自分たちの会社はこれだったよということで丸をつけて返しているということですか。

○片山賃金室長 この委員限り資料の事業内容、製品名というのは、事業者の方が書いてきているものを、そのまま載せると会社名が分かってしまうような場合は、少し加工はしておりますが、基本的にはそういう形です。

○谷口委員 だから、認識はされているということですね。

○片山賃金室長 そう思っております。

○片山賃金室長 この委員限り資料のものにつきましては、また後で説明する予定でしたが、1ページの発注者というのは労災保険の、労災保険も業種番号が産業分類とは異なるのですが、電気機械器具の関係の業種で労災保険に加入、申告しておられる事業所のデータを頂きまして、そこからピックアップしたものでございます。

それから、3ページにあります意見聴取結果の使用者、こちらの業種につきましては、基礎調査で有効回答を頂いている電気機械器具等製造業のところから選定した事業所を対象としていますので、さっき言いました電子デバイス等以外の産業は除外しており、ここ

に上がっているのは全て電子デバイス等に関連する事業者だと思っております。

○田中委員 分かりました。

○河村委員 今回、この特定最低賃金について認識を皆さんで共有するいい機会になったと思います。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、先ほど少しお話を頂きましたが、2番目の関係使用者（発注元）からの意見調書について説明をお願いします。

[資料説明]

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、この意見聴取結果について何か質問はありますでしょうか。

○西本委員 昨年も聞いたと思いますが、56ページの左上の⑤です。協議に応じているというのが8件ありますが、協議に応じて引き上げたという認識でいいのですか。それとも、単に協議に応じているだけでしょうか。

○片山賃金室長 この部分につきましては、その結果までは問うておりませんで、協議に応じたかどうかということしか問うておりません。

○西本委員 はい、分かりました。

○佐藤部会長 ほかにありますでしょうか。

○田中委員 同じく56ページの原材料費の高騰などの外的要因の影響について。影響があるとしているのは、当たり前だろうと思っているのですが、影響がないと答えられた企業はなぜなのかとってしまいます。原材料は間違いなく高騰しているのに影響がないというパターンというのはどういう場合なのか、たとえ下請けで材料が支給されていたとしても当然、原材料への影響は大きいので、関連性は出てくると思います。

○内藤委員 材料は無償支給されていて、加工だけ請負っているところだと影響はないと回答されているパターンがあるかもしれないですね。

○田中委員 そうだとしたら、原材料自体の影響という聞き方というのはおかしいと思います。本来、原材料が高騰したことによってというようなことを前提にした上での質問というのは成り立つわけです。企業として影響があるかどうか。原材料に関係ないような企業がここで答えて、要は影響ありませんよというふうな8件が出たときに、フィティー・フィティーだという解釈ではおかしいと思います。だから、この質問の仕方というのは、先ほど言われた原材料に全く影響しない会社に対して聞いてみても意味がないということ

です。質問の在り方に問題があると思います。

○内藤委員 そういう意味では、質問の前提条件がそんなのかなと思っているだけなので実態は分かりません。

○河村委員 今回は無理なのですが、自由記入にすると書かないので、例えば、材料関係は無償支給されますというような選択項目をつけるなどの工夫をしなければ、田中委員が言われるように、この数字だけを見てフィティー・フィティーだから原材料の高騰は影響ないという捉え方は確かにミスリードになると思います。

○森本委員 まず前提として今の時代で原材料の高騰の影響がないわけがないと労働者側も思っているのです。そういう工夫は必要だと思います。

○田中委員 同じような内容になってしまいますが、55ページの労務費の上昇という部分についても、同じように選択肢をつけるなどしてデータの理由付けというのが見えるようにしてほしいと思います。

○片山賃金室長 今年度はもうこの内容で行っていますので、来年以降検討させていただきたいと思います。

○田中委員 いろいろな設問でそういったデータの意味や、それから背景が分かるような内容の意見聴取を、ぜひ来年は期待したいと思います。

○片山賃金室長 頑張ります。

○河村委員 この書面による意見聴取の原案を意見交換するような場面はありましたか。

○片山賃金室長 専門部会ではありませんが、本審議会の中でこの書面による意見聴取について提案をさせていただいて、そこで実施要領と調査票の案を見ていただいて、御意見を頂く場面を設けています。

○河村委員 専門部会で行うのは厳しいですか。

○片山賃金室長 まず、本審議会での必要性ありの答申を行った後、金額改定の諮問を受けてから、意見聴取するかどうかということは決めていただくということになります。その際に案を示して、意見を求め承認を頂いています。

○河村委員 順序からすると必要性ありを確認して、その後、この意見聴取について確認してという流れですね。

○片山賃金室長 そうです。

○河村委員 だから、専門部会はその前段の、専門部会としての必要性ありを確認して、その後の本審なのなのですが、できれば専門部会の必要性審議で、必要性ありの結論が出た場

合には、専門部会が関係労使の集まる場面なので、ここで一度意見書の案を出していただいて、内容について検討し確認をして、それで本審に案として提出することはできますか。タイミング的には可能ですか。

○片山賃金室長 検討してみなければ何とも言えませんが、本審議会を開催するに当たっては、必要性ありというあらかじめの判断ができている状態で、この原案は作る形になりますのでできるかどうか事務局で検討します。

○谷口委員 意見書の最後に自由記載欄があるのですがそこに書かれた内容も参考にしたいので記載してほしいと思います。

○片山賃金室長 それについては、書かれている内容によっては事業所が分かってしまう場合があります。個人情報的な内容が書かれている場合もありますので、そこは委員限り資料に記載しているという形です。委員限り資料には、意見要望については可能な限りそのまま記載しております。

こちらの専門部会資料は公開されますので、こういった機微な内容は公開される資料には載せない形で考えておまして、委員限りの資料ということでお渡ししています。

○佐藤部会長 では、先に審議を進めます。

議事の3、関係労使からの意見聴取について、こちらの説明をお願いします。

〔資料説明〕

○佐藤部会長 ありがとうございます。それでは、御質問等ありますでしょうか。

(なし)

○佐藤部会長 では、特にないようですので、次に進みたいと思います。

議事の4金額審議になりますが、御説明いただいたように資料がまだ全部そろっていないということですので、次回、金額審議は行いたいと思います。今日のところは各種資料を御覧いただいて、疑問点等を解消していただけたのかなと思いますので、次回は完全版の資料を見て、それを基に金額審議を進めていきたいと考えています。

では、その他ですが、事務局からお願いします。

○市村賃金室長補佐 次回以降の専門部会について説明します。

第3回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会については、10月10日火曜日午後5時から、第4回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会については、10月16日月曜日午前10時から予定をしています。

また、予備日として10月19日木曜日午前10時から予定をしております。その他として、本審が必要となった場合を考慮し、現在、日程調整を行っております。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。日程等について御都合が悪い等ありましたらお願いいたします。

(なし)

○佐藤部会長 では、次回から本格的に金額審議に入りますが、各委員の方から何か申し述べておきたいこと等がありましたらお願いします。特になければこれで締めたいと思いますが、いかがでしょうか

(なし)

○佐藤部会長 では、次回から金額審議に入りますので、よろしくお願いします。

では、以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。